さいしん

第 47 号

2012年11月25日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

「17 回目の三者協議開催」鑑定人尋問実施

「弁護団推薦のA鑑定人に対する尋問を実施」

「検察推薦のB鑑定人に対する尋問を実施」



袴田ひで子さんの全国スピーキングツアーが静岡市などで開催！

ゴビンダさん再審無罪の教訓を袴田事件に活かせ！

事件から46年、巖さんは76歳。袴田巖さんに一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「17回目の三者協議開催」「弁護団推薦のA鑑定人に対する尋問を実施」
「検察推薦のB鑑定人に対する尋問を実施」　福田……2
○報　　告　面会報告　福田……5
○オピニオン　面会者への面会回数制限は不当だ（その２）　福田……6
○「袴田事件」トピックス　「狭山事件支援者に袴田事件の現状報告」「ゴビンダさんの再審無罪判決報告集会に参加」
「袴田ひで子さんの全国スピーキングツアーが静岡市などで開催！」他　校條、福田 ……9
○議連ニュース「牧野会長の国会事務所に近況報告」　福田…… 11
○寄　　稿　「負けてたまるか！」ひで子さん全国行脚同行記　寺澤暢紘さん…12
○オピニオン　ゴビンダさん再審無罪の教訓を袴田事件に活かせ　どん・わんたろうさん…13
○書籍紹介　『えん罪原因を調査せよ』　福田…… 15
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 16

※今号の新聞記事集は別冊になります。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート

共同代表・福田勇人

★17回目の三者協議開催★

（本会ブログ９月28日の記事から転載）

今日午前11時から、袴田事件第２次再審請求の弁護団・検察・裁判所による17回目の三者協議が静岡地裁で行われました。

今日の協議で、昨年12月と今年４月に結果が判明したDNA鑑定について、鑑定を実施した弁護団・検察推薦の２名の鑑定人に対する主尋問を、それぞれ11月２日と19日の13時30分から静岡地裁で行うことが正式に決まりました。また、この主尋問が終わった時点で、反対尋問の日程を入れることも決定しました。

検察は現在、弁護団推薦の鑑定人が提出した鑑定書を複数の専門家に評価させていて、その一部はすでに弁護団や裁判所にも提出され、いずれも弁護団推薦の鑑定人が採用した鑑定手法に疑問を呈する内容となっています。検察はこれら第三者の意見書を基に、11月以降に予定されている鑑定人尋問で、「5点の衣類」には被害者の血も、袴田さんの血も付いていなかったとする弁護団推薦鑑定人の鑑定結果の信用性を争ってくるものと思われます。

さらには、検察推薦の鑑定人も「5点の衣類」の右肩部分に付着していた血液のDNA型は袴田さんのDNA型と一致しないと鑑定しているため、検察は、自ら推薦した鑑定人の鑑定結果も信用性が低いと主張すると予想されます。

協議では、証拠開示についても取り上げられ、８月から就任した村山浩昭裁判長は、証拠開示に対する関心を表明したうえで、今後一定の時期に証拠開示について裁判所としての判断を示すことも含めて検討したい旨述べました。なお、弁護団は昨日、証拠リストの開示を検察に命じるよう裁判所に求める意見書を提出しています。

公正・公平な裁判を実現するためには証拠の全面開示、少なくとも証拠リストの開示は絶対に必

要です。被告人や再審請求人に有利な証拠も含めて全ての証拠を見なければ適切な事実認定など到底できません。検察による「証拠隠し」を許さない、当たり前の裁判が行われなくてはなりません。村山裁判長には証拠開示について積極的な姿勢が望まれます。

また弁護団は25日、新証拠として、供述分析の専門家・浜田寿美男奈良女子大名誉教授が作成した「録音テープに収録された自白に関する心理学的供述分析」と題する鑑定書と、それに関連した補充書も提出しました。鑑定書は、昨年の証拠開示で存在が明らかになった、起訴後の昭和41年9月21日に行われた取調べの状況を録音したテープを分析したもので、浜田教授は「録音テープに収められた袴田氏の自白は無実の人の虚偽の自白であると結論づけられる。」としています。

なお、次回の三者協議の日程は、11月以降の鑑定人尋問が終った時点で決めることになりました。



三者協議後の記者会見に臨む弁護団と秀子さん

★弁護団推薦のA鑑定人に対する尋問を実施★

2012年11月2日(金)午後1時30分から静岡地裁202号法廷で、DNA鑑定を実施した2名の鑑定人のうち、弁護団推薦のA鑑定人に対する主尋問が非公開で行われました。

午後5時半過ぎから裁判所近くの県産業経済会館で会見を開いた弁護団によると、A鑑定人に対して実際に尋問を行ったのは笹森・伊豆田・角替の3弁護人で、自らの手で真実を明らかにしたいとのA鑑定人の熱意がひしひしと伝わってきた証言だったこと、尋問の結果袴田さんが無実であることを弁護団も改めて確信でき犯行着衣捏造説を一部裏付ける内容になったと認識していること、鑑定人の技術の高さや科学者としての誠実性を感じたことなどが報告され、そして、裁判所にも今回のDNA鑑定の本質について理解してもらえたはずとの認識が示されました。

A鑑定人からの回答・発言として弁護団が紹介した主なものは次のとおりです。

・今回鑑定に供された試料は古く、しかも味噌漬けにされ、10年以上前に行われた前回の鑑定では鑑定不能という結果が出ていることなどから、鑑定自体非常に困難だった。
・予備実験を行ったうえで本鑑定を実施しているので、自分の出した結果には自信を持っている。
・鑑定の信頼性を上げるために、袴田さんのDNA型がわからない段階で、不完全な型もできるだけ拾うように努めたが、それでも試料から検出されたDNA型は袴田さんのDNA型とは一致しなかったので、袴田さんが本件とは無関係であるとの推論を導ける。
・「5点の衣類」からは被害者の返り血とは考えられないDNA型が検出されており、この結果(犯行着衣に被害者以外の人に由来するDNAが付着していること)は非常に不思議だ。
・検出された型が一部のローカスだけであっても、それをもって検出された型が信用できないということにはならないし、その点は論点になっていない。
・B鑑定人の鑑定結果について意見を求められたが、そういうことを裁判所から求められたのは初めてで、他人の鑑定について意見を述べることは本来したくないが、敢えて言えばB鑑定人の手法や結果、特にミトコンドリアDNAの鑑定は高く評価できる。

その後、検出されたDNA型が両鑑定人で矛盾する点について記者団から質問を受けた笹森弁護士は「矛盾はしていない。矛盾するとの評価を導く前提が誤っているのではないか、犯行着衣とされる衣類の血痕からなぜ多くの型が出てくるのか、元々の試料がおかしいのではないかという視点もあり得る」と答え、これまで前提とされている事実の見直しの必要性を指摘しました。また、秀子さんは「確かに再審開始に向かっていると思う」としっかりと答え、小川事務局長も「袴田事件の再審請求審で証人尋問という手続が行われたのは初めてで感慨無量だ。再審に近づいたと思う」と自信をのぞかせました。なお、A鑑定人に対する検察官からの反対尋問は12月26日(水)午後1時15分から行われることになりました。

★検察推薦のB鑑定人に対する尋問を実施★

2012年11月19日(月)午後1時30分から静岡地裁202号法廷で、検察推薦のB鑑定人に対する主尋問が非公開で行われました。

午後5時過ぎから県産業経済会館で弁護団は会見を開き、検察官の質問に対しB鑑定人から主に次のような回答・発言があったと報告しました。

・試料が古く、保管条件も悪いので非常に難しい鑑定だった。
・自分の出した鑑定結果のうち、STRの型判定については信頼性が低く、ミトコンドリアDNAについては何に由来する型を出したかわからない。したがって鑑定結果は何らかの役に立つものではない。
・A鑑定人の鑑定結果についても自分の鑑定結果と似ているので信用性は低い。
・鑑定結果の信頼性が低いとする理由は、安定性がないと評価したからである。
・試料に人血が付着しているかどうか検討しなかったのは、人血の存在は過去の鑑定で明らかであるから、そのために貴重な試料を消費することがもったいないと判断したからである。

記者団との質疑応答の中で弁護団は、B鑑定人の証言内容は想定の範囲内としながらも、自分の鑑定は信用できないからA鑑定人の鑑定も信用できないとした点や、鑑定書の内容から後退した証言をした点について、なぜそういう証言になるのか疑問があるので反対尋問で追及したいと述べました。また、笹森弁護士は「B鑑定人は直接的には言っていないが、言いたいことは、今回の鑑定結果から、犯行着衣からは袴田さんの型が出なかったと評価することは止めてくれということだ」と総括し、「これを受けて検察は、確定判決の認定を揺るがすものではないと主張すると思われる」との見解を示しました。最後に感想を聞かれた秀子さんは「再審開始に向かって頑張っていくのみです」と答えました。なお、B鑑定人に対する弁護団からの反対尋問は来年1月28日(月)午後1時30分から行われることになりました。

また、この日は尋問終了後に三者協議も行われ、今後の進行などについて協議しました。弁護団は証拠開示について、従来から求めている証拠リストの開示を再度強く要求したところ、裁判所からも「証拠開示については関心を持っている」との発言があったとのことです。



記者団の質問に答える笹森弁護士

★成年後見申立てで裁判所に意見書を提出★

今年４月に東京家裁に行なった後見開始審判の申立てについて弁護団は、審判の前提となる袴田さんの事理弁識能力に関する鑑定を鑑定人が東京拘置所で速やかに実施できるよう、裁判所が拘置所に配慮を求めるべきだとする意見書を今月提出しました。

これは、今年９月頃すでに１度鑑定人が拘置所で鑑定を実施しようと試みたところ、袴田さんが鑑定人との面会を拒否したため鑑定ができなかったことを受け、このまま裁判所からの要請がなければ拘置所は何らの配慮もせず、鑑定がいつまでも実現しない恐れが強いことを懸念した弁護団が、早期の鑑定実施のために対策を講じたものです。

今年３月、DNA 鑑定のために袴田さんの血液を採取した際には、拘置所は袴田さんを医務室に移し血液採取が可能になるよう一定の配慮をした事実があります。裁判の性質や鑑定の内容は違いますが、裁判手続上鑑定を実施する必要があることに変わりはなく、裁判所はそれが早期に実現するよう努力する義務があると思います。東京家裁の今後の対応に注視していきましょう！■

面会報告

共同代表 福田勇人

2012 年 9 月 10 日 (月)

午後１時過ぎ、ボクシング協会の新田さんと私の二人で面会を申し込みました。いつものように刑事被収容者処遇法 120 条１項規定の重要用務処理者 (再審の準備) として申請した私は「面会は認められない」と告げられ面会不許可。30 分ほど待合室で待機していた新田さんも拘置所職員から「本人がお断りしてほしいと言っている」と伝えられ、この日も袴田さんとの面会は実現せず。差し入れはボクシング雑誌２誌と生花

2012 年 10 月 3 日 (水)

午前 11 時頃、弁護団の戸舘弁護士が面会申請。袴田さんが「知らない」「用がない」と言って出房を拒否しているとのことで面会ならず。

2012 年 10 月 15 日 (月)

午後１時、ボクシング協会の新田さんと私の二人で面会を申し込みました。私はこの日も刑事被収容者処遇法 120 条１項規定の重要用務処理者 (再審の準備) と面会受付表に記載しましたが、10 分も経たないうちに拘置所職員から「重要用務処理者に該当しない」と告げられ門前払い。「10 月 15 日に面会に伺います」と書いたハガキを事前に袴田さん宛に送っていた新田さんも、午後１時 15 分頃、拘置所職員から「本人が会いたくないと言っている」とのことで先月に続きこの日も袴田さんとの面会は叶いませんでした。差し入れはボクシング雑誌と生花。

2012 年 10 月 31 日 (水)

15 時 10 分頃、清水救援会事務局長の山崎さんが面会受付をしましたが、10 分ほどして「本人は用がないと言ってます」と職員から告げられ袴田さんが面会拒否。そこで山崎さんが「11 月２日に鑑定人尋問があるので、本人に出廷してもらいたいので、再度、説得してほしい」と頼んだところ、職員は「別の係の者 (が呼び出す) なので直接、理由 (どうしても面会したいのだという山崎さんの意志) までは伝えられないと思いますが、わかりました」と答え、再度呼び出しに行ってくれましたが、16 時頃「やはり、(房から) 出ようとしません、用はないと言ってます」「かなり説得をしたとのことですが」と報告を受け、結局面会できませんでした。

2012 年 11 月 22 日 (木)

秀子さん、寺澤さん、平野さんで面会申込み。袴田さんが拒否したため面会できず。■



面会者への面会回数制限は不当だ（その２）

共同代表　福田勇人

本誌前号で、死刑確定者を含む刑事施設被収容者との面会について、面会を申し込む側に原則１人１日１回とする制限を設けることは不当だと主張した。この問題をより正確に把握するため、今回東京拘置所の内規を明らかにするべく、拘置所を管轄する法務省東京矯正管区に情報公開請求したところ２種類の内規が開示されたので報告したい。

内規の正式名称は「死刑確定者処遇規程」（平成19年６月１日施行）と「被収容者の外部交通実施細則」（平成19年６月１日施行。ただし現在適用されているのは平成24年１月10日施行のもの）という。後で知ったのだが、実はこうした死刑確定者の処遇内規の一部は、監獄人権センターとアムネスティなどが中心となって展開している「死刑に異議あり！」キャンペーンのサイト(URL:www.abolish-dp.jca.apc.org)で閲覧できるようになっていて、東京拘置所以外の拘置所の内規も知ることができる。

さて、本題の面会者の面会回数制限については、東京拘置所の場合、上記「実施細則」の第20条第１項に次のような規定がある。

（面会の相手方の遵守事項等）
第20条　面会の相手方（弁護人等を除く。）が遵守すべき事項として、規則第75条各号、依命通達記7(1)アあらキまで及び次に掲げる事項を面会受付所に掲示する。
(1)~(4) 省略
(5) 面会の回数は、原則として、１人１日１回であること。
(6)~(11) 省略

現に東京拘置所の面会受付所にはこれらの事項が掲示されているのだが、「面会の回数は、原則として、１人１日１回」とする法的根拠はこの内規には示されておらず、前号で述べたようにそもそもそんなものは存在しない。東京拘置所が自分たちの勝手な都合で面会者の権利を制限しているに過ぎない。それが証拠に、「死刑に異議あり！」キャンペーンのサイトから閲覧できる札幌刑務所の「被収容者の外部交通に関する実施細則」（死刑確定者が収容されている札幌拘置支所にも適用される内規）を見ると、第９条にはこうある。

（面会の申出書の提出）
第９条
第１項～第３項 省略
第４項 同日中に、複数の被収容者との面会を申し出る者は、１人目の被収容者との面会が終了した後に、次の面会の受付を行うこと。２人以上の場合も同様の手続を経ること。
第５項 省略

この規定を見れば明らかなように、札幌刑務所では１日複数回の面会を申し込む者に対し、その都度面会申出書を提出させることにしているだけで、１日に面会できる人数と回数は制限されていない。これが「刑事被収容者処遇法」の条文趣旨から要請される当然の運用だろう。被収容者が収容される施設ごとに様々な事情の違いがあることは理解できるが、面会に関する基本的なルール、しかも本来制限されるべき理由のない、面会を申し込む側に対する人数や回数の制限まで異なっているようでは困る。東京拘置所は札幌刑務所の規定に倣い、即刻「実施細則」を改正するべきで、この点は国会議員などを通じて要請する必要があるだろう。

ところで、面会回数の制限規定とは関係ないが、今回の開示は一部不開示の決定がされていた。「死刑確定者処遇規定」のうち、第２条第２項の居室の変更頻度に関する部分が下記（次ページ）のようにマスキング（黒塗り）されていたのだ。

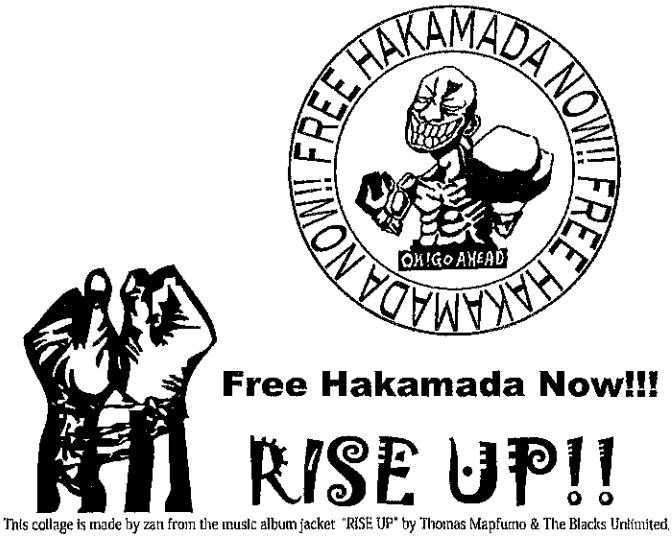
（処遇の態様）
第２条
第１項 省略
第２項 確定者の居室は、単独室とし、おおむね[redacted]に１回居室を変更するものとする。

横山和洋東京矯正管区長はこの一部不開示の理由を「行政文書開示決定通知書」でこう説明している。

上記１(1)の行政文書には、死刑確定者の転室の頻度が記録されており、これを公にすることにより、規律違反行為、逃走、その他の異常事態をじゃっ起させ、又は不正行為等をじゃっ起しようとする者がこの情報を利用することにより、その行為を容易にするなど、その発生の危険性を高めるおそれがあるため、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから法第５条第４号に該当し、また、上記の支障を回避するため、勤務体制の変更を迫られるなど、同施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため同条第６号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

いかにも拘置所側が考えつきそうな理由だが、前述のとおり「死刑に異議あり！」キャンペーンのサイトにも全く同じ内規が閲覧可能な状態になっていて、しかもこちらの方は同じ箇所はマスキングされておらず「６か月」とはっきり書かれている。他の拘置所の内規を見ても関連する部分がマスキングされているようなことはなく（そもそも転室の頻度を明確に定めていない施設もある）、これは監獄人権センターが過去に情報開示請求した時には全部開示されていたことを意味する。監獄人権センターがいつ開示請求をし、その後東京拘置所内に収容されている死刑確定者の居室の変更頻度に関連して何か重大な事件・事故が起きたのかどうかは知らないが（少なくとも私はそのようなニュースを聞いたことがない）、実際に生じる可能性がほとんどないケースを想定して、「~のおそれがある」という常套手段で不開示にする姿勢は、原則公開という情報公開制度の理念と相いれない。

居室変更頻度は「６か月」であることがわかったのだから、内規の内容把握という所期の目的は達成できたわけで、不開示決定についてこれ以上とやかく言う必要はないのかもしれない。しかし、こうした些細とも思える制限・不合理を放置することが、国家によるより重大な権利侵害につながっていくのではないか。一人でもできる「権利のための小さな闘争」を積み重ねていくことが大切だ。行政不服審査法に基づく、不開示決定に対する不服申し立ては60日以内に、また行政事件訴訟法に基づく、不開示決定の取り消しを求める訴訟は６か月以内にすればよいそうだから今後の検討課題としたい。■





今日 私は さいしんで 無罪になりました。
私にとって にどめの無罪はんけつです。さいしょの無罪はんけつが ただしかった ことが やっと あきらかになりました。
もちろん うれしいけれど くやしい きもちも あります。
どうして 私が 15年かんも くるしまなければ ならなかったのか 日本の けいさつ けんさつ さいばんしょは よく かんがえて わるいところを なおして下さい。
無実のものが けいむしょに いれられるのは 私で さいごにして下さい。
今まで 私を たすけて くださった べんごだんと しえんしゃの みなさんに 心から かんしゃしています。
これからも よろしく おねがい します。

2012年11月7日
カトマンズにて。
ゴビンダ・プラサド・マイナリ。

「袴田事件」トピックス

★狭山事件支援者に袴田事件の現状報告★

共同代表・校條　実

10月19日に、豊島区立勤労福祉会館にて行われた狭山事件学習会「袴田事件に学ぶ」(主催：部落解放同盟練馬支部、石川さんを取り戻そう23日の会、NPO練馬人権センター)に、「袴田事件の経緯と現状」と題して、お話ししてきました。狭山事件を支援されてる方々に袴田事件を知っていただく感じで、事件の経緯から現在の一部証拠開示やDNA鑑定までを、福田さんの助けを借りながら、お話させていただきました。当時の日本の警察の、取調べの自白強要のあり方や、無実の人を犯人に仕立て上げる過程、そして冤罪の誤りを長きに渡り修正出来ない裁判所の体質は、狭山事件と共通する事が多かったと思います。

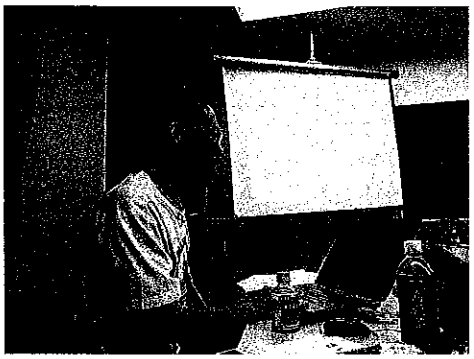
一つの事件を知り、それはおかしいと支援しますが、なかなか他の冤罪事件は知っているつもりでちゃんと知らない事は多いものです。今回は狭山事件の支援の方々が袴田事件の事をちゃんと知りたいと講演を依頼してくださり、このような機会をいただきました。他の冤罪事件をきちんと知る姿勢に、こちらも身の引き締まる思いです。袴田事件も狭山事件も証拠開示が一部始まっており、一刻も早い再審が望まれます。

裁判所も検察も警察も自らの間違いを正せることを、一刻も早く示して欲しいものです。冤罪事件の解決は、決して暮らしに遠い事ではなく、私たちの暮らしが人と人との信頼関係によって成り立っている以上、大変重要な根幹部分に関わる事柄なのです。捜査関係者、司法関係者には、守るべきは建前ではなく事実を追求する事で、それが人々の信頼関係を守る事に繋がるのではないかと思います。そしてやっていないというのに犯人にされた冤罪被害者ご本人達の思いを改めて思い起こす事が必要と思います。

Free Hakamada Now!!!



参加者に挨拶する主催者の内藤さん



袴田事件の現状を報告する本会校條共同代表

★ゴビンダさんの再審無罪判決報告集会に参加★

共同代表・福田勇人

2012年11月7日(水)午前、東京高裁第4刑事部の小川正持裁判長は、東電OL殺人事件で無期懲役判決を受けたゴビンダさんに対する再審判決公判で無罪を言い渡しました。1997年3月の事件発生から15年以上の時間を費やし漸く雪冤を果たしたゴビンダさんは祖国ネパールで家族とともにこの吉報を聞きました。ゴビンダさんから送られたメッセージには弁護団や支援者への感謝の言葉が綴られている一方で、冤罪を生んだ警察・検察・裁判所に対しては「どうして私が15年かんもくるしまなければならなかったのか日本のけいさつけんさつさいばんしょはよくかんがえてわるいところをなおして下さい」と強く批判し、「無実のものがけいむしょにいれられるのは私でさいごにして下さい」と訴えています(８ページ参照)。

この日の午後1時半からは日比谷公園内の日比谷図書文化館大ホールで、と日本国民救援会の共催で

再審無罪判決報告集会が開かれ、清水救援会の楳田代表とともに参加しました。

集会では、帰国したゴビンダさんの様子を撮影した動画が上映され、弁護団からの無罪判決報告のあと、足利事件の菅家さん、布川事件の桜井さん・杉山さんら支援関係者からの祝辞とアピールがありました。袴田事件関係者を代表して楳田さんも挨拶し、最近の袴田事件をめぐる情勢について報告しました。最後に挨拶に立った無実のゴビンダさんを支える会の客野さんは「今日の再審無罪判決でゴビンダさんは一応ゴールしたけれども、検察や裁判所には冤罪をなくそうという決意が全く感じられない、検察・裁判所がやらないならば私たちがやりましょう」と訴えました。

判決公判を傍聴した支援者の今井さんは、一審無罪判決を不当にも取り消した悪名高き高木俊夫裁判長の逆転無期懲役判決について再審無罪判決が一言も触れなかったことに怒りを露わにしました。その点は弁護団も「再審とはそういうものだ」と非常にあっさりした見解を述べており、裁判村の住民の思考が通説や判例といった枠に嵌められていることを感じます。裁判は何のために、そして誰のためにあるのか、私ももう一度よく考えてみたいと思います。

でも、何はともあれゴビンダさんの無実が明らかになったことは本当に良かったです。ゴビンダさん、再審無罪おめでとう！



集会で挨拶する清水救援会の楳田さん



再審無罪判決が出た時の様子

★袴田ひで子さんの全国スピーキングツアーが静岡市などで開催！★

共同代表・福田勇人

今年７月 14 日に大阪府豊中市で開催されたのを皮切りに、アムネスティ・インターナショナル日本が主催する、袴田ひで子さんの全国スピーキングツアー「逮捕から 46 年。『それでも負けてたまるか』」が、下記のとおり各地で開催されました。

- 兵庫県明石市 (9/22)
- 広島市 (9/23)
- 大津市 (10/13)
- 静岡市 (10/14)
- 新潟市 (11/3)

明石と広島での講演の様子を浜松救援会の寺澤さんが報告してくれていますのでご一読下さい (12 ページ参照)。

残すところ 12 月 8 日 (土) の横浜会場と、12 月 9 日 (日) の東京会場のみとなりました。横浜会場では本会共同代表の福田が事件の概要を説明します。詳しくは本誌に同封した案内ビラやアムネスティ日本のホームページをご覧下さい。



秀子さんと寺澤さん (明石教会の前で)

★ボクシング会場でアピールしてきました。★

共同代表・校條　実

9月26日に川崎新田ジム(川崎、等々力アリーナ)「ホープフルファイトvol.12」と、10月1日にトクホン真闘ジム(後楽園ホール)「トクホンダッシュエアロ第90弾」にて、ブースを設けていただき袴田事件への支援を呼びかけさせていただきました！



川崎／等々力アリーナにて

次回12月16日の全日本新人王決勝戦と、翌12月17日トクホン真闘ジム興行「トクホンダッシュエアロ第91弾」にて、ボクシング界の先輩、袴田巖さんの再審への後押しをお願いする予定です。ボクシング界にとってもプライドを掛けた戦いです！ FreeHakamadaNow!!! ■



後楽園ホールにて

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース

共同代表・福田勇人

★牧野会長の国会事務所に近況報告★

10月22日(月)の午前中、秀子さん、ボクシング協会の新田さん、浜松救援会の寺澤さん、本会福田と平野さんの５名で、袴田救援議連の牧野聖修会長の国会事務所(衆院第一議員会館10階)を訪れ、鶴田公設秘書と面会し、最近の再審請求審の情勢や面会の状況などを報告するとともに、今後の支援活動について相談をしました。

牧野会長は昨年通商産業副大臣に就任し、関西電力大飯原発の再稼働問題を現場で指揮するなど多忙を極めていましたが、今回の内閣改造で辞職しました。そこで袴田救援議連の活動を我々支援団体と連携しながらさらに積極的に進めてもらう前提として袴田さんに関する近況報告(DNA鑑定の信用性や証拠開示をめぐり検察と弁護団との間で見解が対立していること、一昨年８月以来袴田さんが面会を拒否していること、現在２度目の成年後見申立てを行っていること、そして秀子さんがアムネスティ主催で全国スピーキングツアーを実施していることなど)を行いました。

そして、今後の具体的な支援活動として、院内集会や議連総会の開催、国会への請願の実施、面会実現のための法務省・拘置所への働きかけなどを提案し、鶴田秘書からは、議連としてもできるだけ協力する旨の返答を受けました。また、法務省・拘置所等との交渉は事後より事前に行った方が効果的なため、できるだけ事前に話を持ってきてもらいたいとの助言を受けました。

ご存じのとおり先日衆議院が解散され、12月16日の総選挙の結果次第で袴田救援議連のメンバーが大幅に交代する可能性もあり、場合によっては議連活動の継続自体が難しくなることも考えられます。そうならないためにも、新政権発足後早いうちに関係議員に接触することが重要でしょう。■

「負けてたまるか！」ひで子さん全国行脚同行記

浜松 袴田巖さんを救う会 寺澤 暢紘

アムネスティによるスピーキングツアーの西明石と広島会場にひで子さんと一緒に出かけてきました。それぞれの集会の中身、雰囲気は異なっていますが、参加者のみなさんにひで子さんの46年の苦闘の日々の思いが確実に届けられたと確信します。

私は浜松で比較的身近でひで子さんをお姉さんと呼ばせてもらっているのですが、今回同行してひで子さんのお話をお聞きして、改めて巖さんを一刻も早く解放しなければとの思いを強くさせられました。「盆も正月もなく」「命の続く限り闘ってまいります」とひで子さんに言わせてしまっている現状から、一刻も早く巖さんを生きて故郷に迎えたいと。

＜西明石にて＞

私にとって教会での集会は初体験で、壁には福祉現場では知られている「止揚学園」の障害児たちの作品が掲げられ、趣のある会場でした。

主催者の皆さんが集まりを心配していましたが、約60人の方が参加され、準備された皆さんがほっとしていました。参加者の中にはスピーキングツアーの第1回目の豊中でひで子さんの話を聞き、もう一度会いたいと参加された女性の方がおりました。その方とひで子さんは開会前から話が弾んでいたようです。集会終了後も、何人かの女性の方々からひで子さんに「大変だったですね」と激励され、ひで子さんにとって、得難い交流の機会だったと思います。

＜広島にて＞

広島はひで子さんは初めての地ということで、西明石からの移動の関係で午前中に少し時間的に余裕ができ、ひで子さんの希望で平和公園の原爆ドームと原爆資料館の見学をすることができました。

そして、会場準備の間にアムネスティの会員という、ポーランド人の女性の方としばし交流ができました。ポーランドでは旧共産圏ということで、ソビエト時代の人権問題の取り組みがほとんどで、アジアへの関心はあまりないとのことでした。

その方の名前はウルスラさんといい、アウシュビッツの問題と原爆の問題を取り上げ学位論文もあり、広島で20年近く暮らしているそうです。ウルスラさんからは、早速ポーランドのアムネスティに連絡して少しでも巖さん救出に役に立ちたいと挨拶がありました。

また集会終了後、開催中の「古川泰龍回顧展」の会場を訪れ、泰龍さんの息子さんと、福岡事件に関する「再審特例法」の国会請願署名の話や、11月に静岡で開催予定の回顧展の日程をお聞きし、活動の激励と静岡での再会を期して広島を後にしました。

この間のひで子さんに明らかに変化があります。それは、DNA鑑定後、集会での発言やマスコミのインタビューの際の発言の時間が長くなったことです。これはDNA鑑定結果が巖さんを救い出す決め手としてあり、一種安心感がそうさせていることにほかならないと思います。

このひで子さんの変化に加え、今回のアムネスティによるひで子さんの全国行脚は、巖さんの無実を広めながら家族の過酷な闘いに、大きく、強くしかも温かな拍手が寄せられたものと考えます。

とつとつとした口調で、辛い、厳しい46年間を闘ってきたひで子さんの横顔を見ながら、「負けたまるか」の意味を何度もかみしめ、巖さんを生きて取り戻す闘いをさらに広げなければと自らに誓った２日間でした。■

ゴビンダさん再審無罪の教訓を袴田事件に活かせ

どん・わんたろう

この記事がアップされる頃には、東京高裁でゴビンダさんに無罪判決が言い渡されていることだろう。正確に言うと、判決の主文は「無罪」ではなく、「(検察の)控訴棄却」のはずである。なぜなら、元の裁判の１審・東京地裁判決は無罪であり、それを覆して無期懲役を言い渡した２審・東京高裁の審理をやり直した(再審)判決だからだ。

1997年に東京・渋谷で起きた東電女性社員殺害事件で犯人とされたネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさん(46)がようやく雪冤を果たした。本コラムが最初に取り上げたのが、昨年９月。当時はここまで順調に再審無罪が実現するとは、正直、思わなかった。私としても感無量である。

冤罪の一義的な責任が、捜査・起訴をした検察・警察にあることは言うまでもない。再審請求審での証拠開示によって、ゴビンダさんがこの事件で逮捕される前に、被害者の胸や口に付着した唾液がゴビンダさんとは異なる血液型だと判明していたことが分かった。ゴビンダさん以外の人物が事件にかかわっている可能性があることを認識していながら、逮捕・起訴したのだ。しかも、その事実はずっと隠し通されてきた。

DNA鑑定によってゴビンダさんの犯人性に大きな疑義が生じた昨夏以降も、検察は無駄な抵抗を試み続けた。自分たちに不利な鑑定結果を何とか覆そうと、隠し持っていた証拠を繰り出して裁判所にDNA鑑定を求めた。度重なって裁判所が「必要なし」と判断するや、今度は捜査権を行使する形で自ら鑑定を強行した(この経緯は拙稿参照)。恥の上塗りとしか言いようがない。

その挙げ句、今年６月に再審開始が決まってからも、被害者の爪の付着物を鑑定していたのだ。そこで検出したDNA型が、被害者の体内に残っていた精液や被害者のそばに落ちていた陰毛のDNA型(ゴビンダさんではない「ミスターX」)と一致したことで、ギブアップしたのである。10月29日の再審第１回公判で検察が「被告は無罪」と意見を述べたのも、決して潔かったわけではない。「1日でも早く」というゴビンダさんの気持ちにこたえるために、もっと早く再審を開始し、無罪を言い渡すことが可能だった。

その間、検察情報を垂れ流していた多くのメディアの報道も、批判されなければならない。再審開始が決まるやいなや、新聞各紙の社説は検察や裁判所を非難するばかりだが、事件発生以来の自らの記事をきちんと検証し、その結果を紙面で明らかにすべきなのは言うまでもない。

そして、何より問題視されるべきは、「状況証拠にはいずれも反対解釈の余地があり、合理的な疑いが残る」とした１審の無罪判決を破棄し、逆転有罪を言い渡した２審・東京高裁判決(2000年)である。検察の控訴を棄却して無罪を維持していれば、ゴビンダさんがここまで苦しめられることはなかった。

本来は、１審で無罪になった段階でゴビンダさんは釈放されるべきなのに、東京高裁の裁判長は検察の要請に応じて職権による再勾留を認めた。この段階から予断があったのではないだろうか。同じ裁判長による２審の審理は、わずか３カ月間で終結。１審とほぼ同じ証拠を全く逆の方向に解釈して、無期懲役としてしまった。

再審公判で、弁護団の石田省三郎弁護士は「裁判所が刑事裁判の原則を無視して『誤った裁判』をしたことも批判されなくてはならない」と述べ、再審判決の中で、あるべき刑事裁判のあり方や「合理的疑い」の本質を明示するよう求めた。正論である。判決の中身に注目したい。

で、ゴビンダさんの再審開始～無罪判決と時期を同じくして、本欄で何度も取り上げてきた「袴田事件」も、再審開始に向けた大きなヤマ場を迎

えている。1966年に静岡県で一家４人を殺害したとして刑が確定した元プロボクサー・袴田巌死刑囚(76)が、無罪を訴え続けている事件である。

昨夏来、死刑判決が犯行時の着衣と認定した「5点の衣類」をDNA鑑定したところ、袴田死刑囚のものとされていた半袖シャツの血痕のDNA型が、袴田死刑囚と一致しないと判明した。弁護団、検察がそれぞれ推薦した２人の鑑定人が、同じ結論だった。さらに弁護団推薦の鑑定人は、被害者(4人)のものとされてきた血痕のDNA型が「被害者のものとは確認できなかった」との鑑定結果も出している(詳しい経緯は拙稿参照)。

そうしたDNA鑑定の結果を受け、鑑定人への証人尋問が11月２日、第２次再審請求を審理している静岡地裁で始まった。弁護団の小川秀世事務局長によると、1981年に第１次再審を請求して以来、証人尋問が行われるのは初めてだそうだ。この日は弁護団推薦の鑑定人に対する弁護団の主尋問があり、休憩を挟んで３時間以上に及んだ。

終了後に記者会見した弁護団によると、DNA鑑定とは何ぞやから始まり、鑑定手法や、40年以上前の血痕を鑑定するにあたっての工夫、さらに「5点の衣類から、被害者の血液とは考えられないDNA型を検出した」との結果について証言してもらった。5点の衣類が犯行着衣かどうか著しく疑問であるとして、弁護団が主張している「捏造説」を裏付ける内容だったという。

DNA鑑定を新証拠として採用させたくない検察は、弁護側鑑定人の手法が特殊で信用性が低いと印象づける作戦を取っているが、尋問でこの鑑定人は「科学的な手法を組み合わせたり応用したりして取り組んだ」ことを具体的に語ったそうで、弁護団は「説得力があった」と評価していた。弁護団のメンバーは「袴田さんの無実を確信できた」「裁判所にもきちんと理解してもらえた」と手ごたえを感じた様子だった。

近く検察推薦の鑑定人への検察の主尋問があり、その後、年内にも両鑑定人に対する反対尋問が行われる。これが終わると、双方が最終意見書を出し、いよいよ再審を始めるかどうかの裁判所の決定を待つことになりそうだ。

DNA鑑定の精度について、裁判所がこだわるのは理解する。しかし、弁護団推薦、検察推薦の鑑定人のいずれもが、袴田死刑囚のものとされていた血痕が「袴田死刑囚のDNA型と一致しない」と判断した意味は重い。5点の衣類が捏造かどうかは措くとしても、少なくとも「袴田死刑囚がこのシャツを犯行時に着ていた」と認定した死刑判決の内容に、大きな疑義が生じていることは間違いない。

いわんや、弁護団推薦の鑑定人は、被害者のものとされてきた血痕についても、DNA型が被害者とは一致しないと結論付けている。袴田死刑囚を犯人とした判決の土台は大きく揺らいでいる。一刻も早く再審開始を決定するべきだと思う。

ゴビンダさんの再審無罪が明らかにしたことはいくつもあるが、とりわけ、裁判所の審理・判決に間違いがあり得ることを改めてはっきりと示した。防ぐ方法は何より、「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の鉄則を裁判所が徹底することだ。袴田事件をはじめ他の冤罪事件に、きっちり適用することだ。それこそが、ゴビンダさん再審無罪の教訓を活かす道である。

被疑者が逮捕されるいやなや、わっとばかりにメディアが飛びつき、「犯人」に仕立て上げる。見る・読む側もそれを当然のものとして受け止める。そんな図式も、「疑わしきは罰せず」の原則を有名無実化してきたように思えます。

同じ間違いを、再び繰り返さないために。

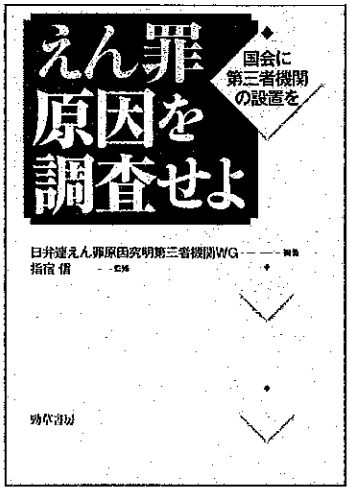
裁判所だけではなくメディアも、私たち自身も、振り返りが必要ではないでしょうか。

「マガジン９：http://www.magazine9.jp/」より、どんわんたろうさんの許可を得て掲載しております。■

書籍紹介

共同代表・福田勇人

『えん罪原因を調査せよ』



日弁連えん罪原因究明第三者機関 WG 編著
勁草書房・2012 年・本体 2300 円

袴田事件弁護団団長の西嶋勝彦弁護士が座長を務める「日弁連えん罪原因究明第三者機関ワーキンググループ (WG)」が 2010 年から重ねてきた議論の成果を、海外の事情なども交えつつまとめたのが本書。「最大の人権侵害」である冤罪が次々と明らかになっている昨今、しかも冤罪根絶のための真摯な取り組みを警察・検察・裁判所に期待できない以上、「国会に第三者機関の設置を」という本書の副題の主張が導かれるのは当然です。

冤罪問題への取り組みは「救済」「原因究明」「予防」の３つのミッションから成り、そのどれが欠けても根本的な解決を見ることはできず、とはいえ徹底した原因究明なしに効果的な予防法を提言することができないのは明らかで、その意味でも冤罪原因究明をミッションとする強い調査権限を持った第三者機関を国会に設置することが重要だと本書は説きます。

恐らく冤罪を生む原因についてはすでに相当程度究明されていて、これまで全く想定もされていなかった原因が第三者機関の調査によって発見されることはないのかもしれませんが、より重要なのは、国会という場に公的な独立機関が設置されて、その機関が立法に影響を及ぼす何らかの結果を出すというプロセス自体なのでしょう。

第三者機関の設置と「司法権の独立」を規定した憲法との関係を論じた章など、少々議論が専門的過ぎて必ずしも一般向けとは言えない内容も含まれていますが、巻頭には映画監督の周防正行氏への特別インタビューも掲載されています。刑事司法改革を具体的にどう進めるべきかを考えるうえで参考になりますので、皆さん是非ご一読を！■

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!!



（日本プロボクシング協会公認）



元 WBC 世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界２階級 (WBC バンタム級、同フェザー級) 王者・長谷川穂積選手

活動報告

9/10　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
9/12　法務省東京矯正管区に情報公開請求
9/19　弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
9/26　川崎新田ジム興行会場でＴシャツ＆書籍販売（武蔵小杉・等々力アリーナ）
9/28　三者協議記者会見参加（静岡・弁護士会館）
10/1　トクホン真闘ジム興行会場でＴシャツ＆書籍販売（水道橋・後楽園ホール）
10/1　布川事件国賠支援会設立総会参加（春日・文京区民センター）
10/7　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
10/15 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
10/19 狭山事件学習会で講演（池袋・豊島勤労福祉会館）
10/22 議連牧野会長事務所に報告＆相談（永田町・衆院第一議員会館）
10/22 弁護団会議参加（虎ノ門・第一オカモトヤビル）
10/23 国賠ネットワークシンポ参加（水道橋・スペースたんぽぽ）
11/2　静岡地裁要請行動参加（静岡・静岡地裁）
11/2　弁護団推薦鑑定人尋問記者会見参加（静岡・静岡地裁）
11/7　ゴビンダさん再審無罪判決取材＆報告集会参加（日比谷・日比谷図書文化館ほか）
11/7　取調べ可視化市民集会参加（霞が関・弁護士会館）
11/8　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
11/9　再審連続シンポ part1 参加（霞が関・弁護士会館）
11/12 布川事件国賠提訴記者会見参加（霞が関・弁護士会館）
11/19 福岡事件回顧展参加（静岡・ヤジマヤギャラリー）
11/19 情報公開請求相談（静岡・静岡県警）
11/19 検察推薦鑑定人尋問記者会見参加（静岡・静岡地裁）
11/22 袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
11/25『さいしん』47 号発送作業（横浜・かながわ県民センター）
11/25 求める会定例会（横浜・かながわ県民センター）

活動予定

求める会

12/16 全日本新人王決勝戦にて袴田巖さんアピールのお手伝い（後楽園ホール）
12/17 トクホン真闘ジム興行会場にて袴田巖さん支援のアピール（後楽園ホール）
12/23 求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
2/3　『さいしん』48 号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

12/2　浜松集会（浜松・市民協働センター）
12/8　アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアー（桜木町・神奈川婦人会館）
12/9　アムネスティ袴田ひで子さんスピーキングツアー（水道橋・日大法学部３号館）
12/10 弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）
12/26 弁護団推薦鑑定人反対尋問（静岡・静岡地裁）
1/27　清水集会（清水・清水テルサ）
1/28　検察推薦鑑定人反対尋問（静岡・静岡地裁）
1/31　再審連続シンポ part2（霞が関・弁護士会館）

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「巌」でも大丈夫です。

編集後記　袴田ひで子さんがアムネスティ主催のスピーキングツアーで全国を回っています。12月の８日９日には関東圏での講演になります。是非ご参加下さい！巖さんのお元気なうちになんとか再審が実現しないかと祈る日々。仕事に遊びにと日々にうつつを抜かして過ごしてもこの思いだけはいつも消えない。日本の裁判所よ、頼む頑張れ。Free Hakamada Now！（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

さいしん　第４７号　新聞記事集

毎日新聞（夕刊）

2012.9/28

袴田事件再審請求事件

心理学者分析

「『自白』は無実示唆」

弁護側、地裁提出

「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田厳死刑囚(76)の供述を録音したテープを分析した心理学者が「自白は無実の可能性を強く示唆している」とする鑑定書をまとめ、弁護団が静岡地裁に提出したことが、28日までに分かった。鑑定書は「捜査側が把握している物的証拠や客観的状況を基に、袴田死刑囚が犯行の筋書きを逆行的に構成した痕跡が残っている」などとしている。

鑑定書の作成日は8月1日付。テープは昨年12月、地裁の証拠開示勧告を受けて静岡地検が新たに開示していた。弁護団は奈良女子大の浜田寿美男名誉教授に依頼して心理学的な面から供述内容の分析を進めた。結果は28日に開かれる3者協議に合わせて今月下旬に提出した。

それによると、犯行前に、殺害した旧清水市(静岡市清水区)のみそ製造会社専務宅にいったん侵入した後、中庭に引き返して着用していたかっぱを脱ぎ、凶器のくり小刀のさやも抜いたーとの趣旨の供述をしている部分について、「(犯行現場への)『2度入り』は極めて特異な行動で、(捜査側の)物的証拠との合致を図ったためにかえって逆行的構成の痕が認められた」とした。

専務一家4人を殺害した場面の供述では、袴田死刑囚が「夢中で刺した」などと何度も繰り返している点を「相手の抵抗の様子が全く語られず、具体的とは言えない」と指摘。犯人だけが知り得る臨場感に欠けていて、むしろ「無知の暴露」がうかがえるとした。

こうした結果を踏まえ、浜田名誉教授は「真犯人にしか語りえない『秘密の暴露』はまったく見いだされない」とした。

11月の鑑定人尋問 進め方など協議へ

「袴田事件」の第2次再審請求をめぐり、静岡地裁、静岡地検、弁護団の3者協議が28日、同地裁で開かれた。11月に予定されるDNA鑑定の鑑定人尋問の進め方などが話し合われるとみられる。

弁護側、検察側双方が実施したDNA鑑定で、それぞれの結果が食い違ったため、11月2日に弁護側、同月19日に検察側の鑑定人に対する主尋問が実施される。しかし、反対尋問は後日に実施することになっているため、弁護側は主尋問と反対尋問を1日でまとめて行うよう求める意見書を提出した。弁護側によると、今回は主に、この取り扱いについて裁判官を交えて協議するという。

袴田事件

弁護側鑑定人「自白は虚偽」

取り調べ録音テープ分析

静岡県清水市（現・静岡市清水区）で1966年、一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求審で、昨年12月に検察側が弁護団に開示した袴田厳死刑囚(76)の取り調べ録音テープについて、弁護団に鑑定を依頼された浜田寿美男・奈良女子大名誉教授（法心理学）が「無実の人の虚偽の自白」と結論付けていることが28日、分かった。

録音テープは、静岡地検が袴田死刑囚を強盗殺人罪などで起訴後の1966年9月21日、県警の警察官が清水署で袴田死刑囚を取り調べた際に約1時間、録音されたもの。鑑定書は今月25日、弁護団から静岡地裁に提出された。

確定判決では、犯行時の袴田死刑囚の着衣は、公判開始後に見つかった血の付いた半袖シャツなど「5点の衣類」と認定されたが、捜査段階ではパジャマとされていた。テープの中で、袴田死刑囚は「寝ているパジャマをそのまま着て」「白っぽいもんじゃあ人目につくと、カッパを上からはおっていった」などと供述。

浜田名誉教授は、公判開始前に捜査側が把握していた物的証拠をもとに、「(犯行の筋書きが)逆行的に構成された痕跡が大量に残されている」と指摘した。

さらに、「真犯人にしか語りえない『秘密の暴露』はまったく見いだされない」とした。

読売

2012.9/28

毎日新聞　平成２４年(2012年)９月２９日（土曜日）

袴田事件

反対尋問は別期日

ＤＮＡ鑑定人尋問で協議

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、28日に静岡地裁で開かれた地裁裁判官と静岡地検、弁護団による３者協議では、ＤＮＡの鑑定結果をめぐって11月に予定される鑑定人尋問の進め方などを話し合った。弁護団は「主尋問」と「反対尋問」を１日で終結するよう求めたが、村山浩昭裁判長はこれまでの協議に沿って別期日で実施するとした。

鑑定人尋問は11月２日に弁護側鑑定人に対する弁護団からの主尋問を、同19日には検察側鑑定人への検察の主尋問をそれぞれ行うことを申し合わせている。質問者を入れ替えた反対尋問の実施期日は現時点で決まっていない。

協議では、弁護団が鑑定人の負担軽減を理由に主尋問と反対尋問の同日実施を求めたのに対し、村山裁判長はこれまでの協議結果などを踏まえ、別々の期日に分離して行うとした。

協議後に会見した西嶋勝彦弁護団長は尋問について、「鑑定内容を明らかにすることで、再審決定が進むと期待する」と述べた。一方、同地検は双方の鑑定人以外の専門家から、今回の鑑定手法に関する意見を複数求めていて、「現在の鑑定技術や理論に照らして有効なのか、客観的に検証したい」としている。

袴田事件再審開始 新裁判長らに要請

支援団体

静岡地裁で28日に開かれた「袴田事件」の第２次再審請求の３者協議に合わせ、袴田巌死刑囚(76)の支援団体「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」は同日、再審開始を求める要請書を同地裁の村山浩昭裁判長に提出した。

地裁の人事異動で担当裁判長が代わったため、あらためて提出した。同会はこの日、８月に赴任した静岡地検の長野哲生検事正にも、袴田死刑囚の死刑執行停止と再審開始決定に向けた全ての証拠開示を求めた。

産経 2012, 9/29

「自白は虚偽」鑑定書を提出

袴田死刑囚弁護団

静岡県清水市（現静岡市）で昭和41年、一家４人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決を受けた袴田巌死刑囚(76)の第２次再審請求で、昨年末に開示された袴田死刑囚の取り調べ録音テープを弁護団の依頼で鑑定した心理学者が、「自白は虚偽」と結論づける鑑定書をまとめていたことが28日、分かった。同日の静岡地裁、静岡地検、弁護団の３者協議を前にした25日、弁護団が地裁に提出していた。弁護団によると、鑑定は奈良女子大の浜田寿美男名誉教授が実施。地検が昨年12月に開示した、41年９月の起訴後の録音テープの供述を分析した。

毎日新聞　平成２４年(2012年)１０月２日

「再審早期開始を」2600人分の署名提出

袴田死刑囚支援団体

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)の支援団体「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」（門間正輝代表）は１日、再審の早期開始を求める署名2608人分と請願書を静岡地裁の村山浩昭裁判長宛てに提出した。

同会の署名の提出は毎年２回。今回は超党派の国会議員らでつくる「袴田巌死刑囚救援議員連盟」の衆、参院議員計19人も加わった。県内関係では斉藤進衆院議員（民主、静岡８区）が名を連ねた。

署名提出後に会見した門間代表は「ＤＮＡ鑑定の結果が出た後も、地裁からはなかなか再審開始が決定されない。実現するまで活動を続けたい」と話した。

朝日新聞
2012年(平成24年)9月29日

袴田事件で弁護側が新証拠
「具体的自白でない」
録音テープの鑑定人

清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、弁護側が28日に内容を明らかにした録音テープは、静岡地検が昨年末、静岡地裁の勧告に基づいて開示した証拠の一つだった。弁護団はこの日の三者協議で意見書を出し、未開示の証拠や証拠目録の全面開示を再び求めた。

録音テープの中で袴田巌死刑囚(76)は、殺害時の状況を「夢中で刺した」と繰り返して話していた。

弁護団の依頼を受けて内容を分析した浜田寿美男・奈良女子大名誉教授は鑑定書で「相手の抵抗や反撃がまったく語られていない」と指摘。さらに「具体的な自白とは言えず、犯行の状況を知らない無知の暴露がうかがわれる」としている。

弁護団によると、三者協議で裁判長は、鑑定書について「内容をよく検討させて欲しい」と話したという。証拠の開示は、検討のうえ結論を出すとしたという。

2012
9/29
東京新聞

心理学者 虚偽と鑑定
袴田事件自白テープ分析

一九六六年に静岡県清水市（現静岡市）で一家四人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決を受けた袴田巌死刑囚(七六)の第二次再審請求で、昨年末に開示された袴田死刑囚の取り調べ録音テープを弁護団の依頼で鑑定した心理学者が、「自白は虚偽」と結論づける鑑定書をまとめていたことが分かった。

二十八日の静岡地裁、静岡地検、弁護団の三者協議を前にした二十五日、弁護団が地裁に提出していた。

弁護団によると、鑑定は奈良女子大の浜田寿美男名誉教授が実施。地検が昨年十二月に開示した、六六年九月の起訴後の録音テープの供述を分析した。

内容は犯行を自白するものだが、犯行時の様子は「夢中でやった」を繰り返すだけで具体性に欠け、真犯人でないと知らない情報は含まれていない。

犯行時の着衣は、確定判決が認めた「五点の衣類」ではなく、パジャマを着たとしていることなどから「無実の人が取調官の誘導に従って供述している」と結論づけた。

朝日新聞
2012年(平成24年)9月29日

供述テープの鑑定書を提出
袴田事件の弁護団

静岡県で1966年、一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、弁護団は28日、袴田巌死刑囚(76)の供述が録音されたテープの内容について、「(録音された供述は)捜査側が把握した証拠から、犯行の筋書きが構成されたもの」とする専門家の鑑定書を静岡地裁に提出したと発表した。

テープは袴田死刑囚が起訴から12日後、警察官に対して供述した内容。犯行現場に向かった時の服装を「寝ているパジャマをそのまま着て」「カッパを上からはおっていった」などと答えていた。

その後の裁判で検察が冒頭陳述で主張した内容と同じだが、検察は初公判から9カ月後に大量の血の付いた「5点の衣類」が見つかると、犯行時の着衣をこの5点の衣類に変更。確定判決もそれを認定している。

平成２４年(2012年)１０月１０日

袴田死刑囚の姉 14日講演会
静岡で国際人権団体

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求に絡み、袴田巌死刑囚(76)の支援活動を行っている国際人権団体アムネスティ・インターナショナル日本静岡グループは14日午後1時半～午後3時半、静岡市葵区追手町の県産業経済会館で、袴田死刑囚の姉秀子さん(79)による「全国スピーキングツアー２０１２ 静岡講演会」を開く。大阪府豊中市を皮切りに、全国８都市で開催が予定されているツアーで、静岡市は5カ所目。当日は秀子さんによる講演などを通して日本の刑務所での処遇や死刑制度の問題点を訴える。

参加費５００円。定員１４０人。問い合わせは静岡グループの坂本広幸代表〈電０５４７（５９）４８１０〉（午後6～10時）へ。

平成２４年(2012年)１０月１６日

「死刑制度は秘密主義」
袴田死刑囚の姉ら訴え 静岡で国際人権団体

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求に関連し、袴田巌死刑囚(76)の支援活動を行っている国際人権団体アムネスティ・インターナショナル日本静岡グループは14日、静岡市葵区の県産業経済会館で、袴田死刑囚の姉秀子さん(79)を講師に招いた「全国スピーキングツアー２０１２静岡講演会」を開いた。

秀子さんは、袴田死刑囚が死刑確定直後から刑の執行におびえ、次第に精神を患っていった様子を報告した。



袴田死刑囚の現状や死刑制度などについて講演する姉の秀子さん＝14日午後、静岡市葵区の県産業経済会館

有力証拠とされてきた「５点の衣類」に付着した血液のＤＮＡ鑑定結果に対する静岡地裁での鑑定人尋問（11月2日、19日）を控えた心境を「肩の荷が下りたような気持ち。命ある限り、弟の無実を勝ち取るため頑張りたい」と語った。

死刑制度全般については、「袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会」の山崎俊樹事務局長が「死刑囚と外部の接触がほとんどできなくなっている。非常に秘密主義」と指摘した。弁護団の小川秀世弁護士は第2次再審請求について、「本年度内に審理が終わると思う」と見通しを示した。

ツアーは全国8カ所で開く予定で静岡市は5カ所目。約50人が聴講した。

静岡中　2012年(平成24年)10月16日(火)

毎日新聞

「一日も早い再審開始を」
静岡、袴田死刑囚の姉が講演会 1966年に清水市(現静岡市清水区)で起きた「袴田事件」で、無実を訴える袴田巌死刑囚(76)の姉、秀子さん(79)の講演会が14日、静岡市葵区の県産業経済会館で開かれた。秀子さんは、「一日も早い再審開始を望んでいます。私も命ある限り頑張りますので、支援をお願いします」と話した。

国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」が主催して全国8カ所で開く講演会の5カ所目。秀子さんは66年に袴田死刑囚が逮捕された時を振り返り「面会に行ったら、顔がむくんでいた。警察にひどいことをされていたのではないか」と話した。

また面会を続けるうち、80年代に入ってから袴田死刑囚が「電気を出すやつがいる」など意味不明なことを言うようになり、次第に面会を断るようになった経緯も説明した。【平塚雄太】



事件発生から46年間のさまざまな思い出を語った袴田秀子さん

毎日新聞　平成２４年(2012年)１０月２８日

ＤＮＡ鑑定 手法検証

「袴田事件」再審請求 ２日から鑑定人尋問

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、弁護側、検察側の双方が実施したＤＮＡ鑑定の鑑定人尋問が11月２日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で始まる。〝犯行着衣〟とされる衣類から採取されたＤＮＡの鑑定結果は、弁護側が被害者や袴田巌死刑囚(76)との関係性を否定したのに対し、検察側は慎重な表現に終始。異なる見解をめぐり、尋問では手法などが検証されるもようだ。

鑑定に使われたのは、白色半袖シャツやねずみ色スポーツシャツなどの通称「５点の衣類」。確定判決で犯行着衣と認定された重要証拠で、弁護側と検察側が別々の鑑定人に依頼し、昨年８月から今年４月にかけて、衣類に付着した血痕のＤＮＡ型を調べた。

この結果、血痕が被害者のものかどうかについて、弁護側鑑定人は「同一と判断できるＤＮＡ型は一つも存在しない」と明確に否定したのに対し、検察側鑑定人は「一致する可能性を排除できない」と含みを持たせた。袴田死刑囚に由来するかどうかも、「全て不一致」と断定的な弁護側に比べ、検察側の結論は「完全に一致するＤＮＡ型は認められなかった」と微妙なニュアンスだった。

こうした結果に弁護団の小川秀世弁護士は「袴田死刑囚の無実が明らかになった」と主張。再審の即時開始へ攻勢を強めている。一方、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「鑑定結果は、それだけで死命を決する証拠にはなっていない」との姿勢を崩していない。

尋問は同じ試料を使ったにもかかわらず、双方の結論が異なったことを受け、鑑定の手法などを検証するために開かれる。２日に弁護側が、19日は検察側がそれぞれの依頼した鑑定人に補足説明を求める主尋問を行い、相手方の鑑定人に対する反対尋問の日程は後日調整する。

尋問を前に、地検は今回のような古い試料を用いて鑑定する場合の手法などについて、複数の専門家に尋ねた意見書も同地裁に提出している。こうした第三者による意見が双方の鑑定の信頼性に与える影響も注目されそうだ。



袴田事件の第２次再審請求でＤＮＡの鑑定が行われたシャツ（弁護団提供）

【「袴田事件」第２次再審請求審・ＤＮＡ型鑑定結果】

犯行着衣とされた「５点の衣類」		確定判決	弁護側鑑定人	検察側鑑定人
・白色ステテコ ・ねずみ色スポーツシャツ ・鉄紺色ズボン ・緑色パンツ		被害者４人の血痕が付着	「被害者と同一と判断できるＤＮＡ型は一つも存在しない」	「被害者に由来したＤＮＡ型の可能性を排除できない」
・白色半袖シャツ	(右肩以外)			
	(右肩)	袴田死刑囚の血痕が付着	「検出できる全てのＤＮＡ型は袴田死刑囚と不一致」	「袴田死刑囚と完全に一致するＤＮＡ型は認められなかった」

2012.10.30
朝日新聞
新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 150円、夕刊 50円 第3種郵便物認可

証拠隠しの体質、今も

繰り返す冤罪 上



ネパールの首都カトマンズで20日にあった食事会で、母チャンドラカラさんにご飯を食べさせてあげるゴビンダ・プラサド・マイナリさん=ビシュヌ・ニストゥリ氏撮影

「やってなーい。神様、助けてください」

12年前の2000年12月、東京高裁。一審の無罪判決を覆し、無期懲役とする判決が宣告された。被告席にいたゴビンダ・プラサド・マイナリさん(46)は当時、34歳。日本語で悲痛な叫びをあげた場面を、今も忘れていないという。

「私は無実なのに、人生の大切な時間を失った。裁判が誤っていたことを、きちんと認めてほしい」。再審が結審し無罪が確実となった29日、弁護人を通じてそう語った。

閉廷後の支援者集会では「同じような原因で、今も冤罪に苦しむ人がいる。この裁判が突き付けた問題はゴビンダさんに限った話ではない」との声があがった。捜査段階から弁護を務めた神山啓史弁護士は会見で力を込めた。「捜査機関には犯人との思い込みがあった。まだ意識は変わっておらず、今後も冤罪が起きる危険性はある」

ネパールに帰国したマイナリさんのもとを11月、同じ冤罪被害者が励ましに訪れる。

1967年に茨城県で起きた布川事件で無期懲役が確定し、再審で無罪となった桜井昌司さん(65)。「過去を振り返るとつらいばかりだろうが、前を向いて生きてほしい」と伝えるつもりだ。

「なぜその自白をしたんだ。やってないなら、やってないと言えばいい」

68年に始まった水戸地裁土浦支部の公判で、裁判官に言われた一言が桜井さんには忘れられない。警察でも検察でも「やっていない」と訴えたが、延々と続く取り調べに屈し、「自白」した。裁判所できちんと説明すれば、正しく判断してくれると思っていたが、裏切られた。

「警察が一度犯人だと決めつけると、検察も裁判所も加担して有罪に仕立て上げてしまう。マイナリさんの構図と同じだった」



会見を終え、風呂敷いっぱいに包まれた資料を手にする神山啓史弁護士=29日午前、東京・霞が関、福留庸友撮影

開示は「最小限に」

布川事件で検察は、自分たちに不利な目撃証言を再審請求審まで弁護側に明かさなかった。東電事件でも、被害女性に付いていた第三者の男性の唾液などの証拠が伏せられた。

「検察官は、被告の主張に沿う事実が発見されたとき、無視したり、隠したりしてはならない」

最高検が内部の報告書にこう書いたのは86年。80年代に「免田」「財田川」「松山」の死刑事件で再審無罪が相次ぎ、捜査や公判の問題点をまとめた。「都合の悪い点に目をつぶって放置した」。一度決めた「筋書き」への固執を反省する言葉もある。ただ、再審段階の証拠開示については、「必要最小限度に限るべきだ」と消極的だった。

各地では今も、「証拠を出すか出さないか」の争いが続く。

福井市で86年に起きた女子中学生殺人事件。名古屋高裁金沢支部は昨年11月、前川彰司さん(47)の再審開始を認めた。再審請求審の終盤、裁判所に勧告されてようやく、検察は目撃者らの捜査段階の供述調書などを開示。供述が不自然に変わっていたことが判明した。検察側はなお、再審開始に異議を申し立てている。

前川さんも一審は無罪だったが、二審判決で有罪に覆った。弁護団の吉村悟弁護士は「重要な証拠を検察が出していなかったため、二審は誤った」と批判する。

究明の活動 各地で

再審開始決定が相次ぐ流れを受けて、各地の弁護団は勢いづく。

66年に静岡県で一家4人が殺された袴田事件では、一審で死刑判決を言い渡した3人の元裁判官のうち1人が07年、無罪の心証を抱いていたと「告白」した。袴田巌死刑囚(76)の弁護団は、「犯行時の着衣」とされた衣類に付いた血液のDNA型鑑定を実現。検察側の鑑定と評価は分かれているが、弁護側は「再審開始に近づいた」と期待する。

92年に福岡県飯塚市で女児2人が殺された飯塚事件では、弁護団が、有罪の根拠の一つとなったDNA型鑑定の写真とネガを改めて解析。08年に死刑が執行された久間三千年元死刑囚(執行時70)とは別人とみられると25日に公表したばかりだ。徳田靖之弁護士は会見で強調した。「(新たな解析で)真犯人が出た。東電事件と同じ構図だ」

◇

見込み捜査、自白の強要、証拠隠し……。無実の人を苦しめた冤罪から、裁判員にもなる私たちは何を学べばよいのか。

■近年の再審無罪事件と今後注目される再審請求事件

事件(発生年)		確定判決	結果・現状
再審無罪	氷見事件(2002年)	懲役3年	無罪確定(07年)。服役後に真犯人がみつかる
	足利事件(1990年)	無期懲役	無罪確定(10年)。DNA型鑑定で犯人でないと判明
	布川事件(67年)	無期懲役	無罪確定(11年)。自白の信用性が否定される
	東電女性社員殺害事件(97年)	無期懲役	無罪確定へ(12年)。DNA型鑑定で別人の型が出る
再審開始が決定	福井・女子中学生殺害事件(86年)	懲役7年	高裁の決定(11年)に検察が異議、高裁の別の部で審理中
	大阪・女児焼死事件(95年)	無期懲役	地裁の決定(12年)に検察が抗告、高裁で審理中
再審開始決定を取り消し	名張毒ブドウ酒事件(61年)	死刑	1度出た決定(05年)が取り消され、最高裁で審理中
再審請求中	袴田事件(66年)	死刑	第2次再審請求審(08年~)が地裁で継続中
	飯塚事件(92年)	死刑執行	死後の再審請求審(09年~)が地裁で継続中

さいしん 第47号
新聞記事集
6

弁護側DNA鑑定人 あす証人尋問

袴田事件「再審へ一歩」

静岡県清水市（現静岡市清水区）で一九六六年、一家四人が殺害された「袴田事件」の第二次再審請求で、静岡地裁は二日、証拠品の血痕のDNAを鑑定した専門家の証人尋問を行う。三十一年前の第一次再審請求以来、袴田厳死刑囚（七）の弁護団は、事件当時の捜査員や供述を分析した心理学者らの証人尋問を求めてきたが、実現しなかった。初めての尋問に、弁護団は「再審開始への一歩だ」と意義を強調している。

証人尋問を受けるのは、弁護団の推薦で、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」から、血痕のDNAを分析した鑑定人。弁護側の質問に答える形で、鑑定内容などを説明する。同じ衣類を鑑定した地検側推薦の鑑定人の証人尋問は十九日にあり、地検の質問に沿って説明する。今後、反対尋問も行う。

昨夏から今年四月に行われたDNA鑑定で、弁護団推薦の鑑定人は、衣類には被害者の血液も、死刑囚自身の血液も付着していないと結論づけた。地検推薦の鑑定人は「衣類の血痕から死刑囚と一致するDNAは認められない」と判断したが、被害者の血液は付いている可能性があると指摘。両者の鑑定手法は異なり、鑑定結果にも食い違う点が多く、四十年も前の衣類の血痕から正確にDNAを分析できているかも争点となっている。

証人尋問を通じて、地裁は二つの鑑定の正確性を見極め、DNA鑑定の結果が再審開始を決める「新証拠」になるか判断する。

学者を証人尋問し、再審無罪につながった。東京電力女性社員殺害事件では、元受刑者の無実を示すDNA鑑定の結果を受け、証人尋問をせずに再審開始された。

刑事法に詳しい元東京高裁判事の木谷明弁護士は「明らかに無罪だと判断すれば、すぐに再審開始を決められる。証人尋問をするのは、裁判官が難しい判断を迫られているということ」と解説。

「書面だけで判断に迷えば、証人尋問は当然。これまで実施されなかった方が不思議に感じる」と話す。

静岡県島田市で幼女が殺害された「島田事件」では、法医学者が元死刑囚の無実を裏付ける鑑定書を提出。裁判所が法医

「5点の衣類」の血痕のDNA鑑定の結果

鑑定項目	弁護団推薦の鑑定人	地検推薦の鑑定人	確定判決
白色シャツの肩の血痕	死刑囚に由来しないと判断できる	死刑囚に由来するDNAは認められなかった	死刑囚の血液
被害者の衣服の血痕から検出されたDNAとの比較	同一のDNAは確認できない	一部の血痕は同一の可能性がある	――
被害者の血液	付着していない	付着している可能性がある	被害者4人の血液が付着している
DNAの由来	血液由来	不明	――

弁護側「鑑定、信用性高い」

袴田事件再審請求　検察側は「明白性欠ける」

朝日新聞

2012年(平成24年)11月3日

37　社会　S　14版

清水市（現静岡市清水区）で1966年に4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で2日にあったDNA型の鑑定人に対する証人尋問。尋問後、弁護団は「鑑定手法は信用性が高く、再審が近づいた」とし、静岡地検は「再審開始の理由となる証拠の明白性に欠ける」とそれぞれの見解を述べた。

DNA鑑定は、袴田巌死刑囚(76)が犯行時に着ていたとされる「5点の衣類」に付着していた血痕について、弁護団と静岡地検が推薦した2人の鑑定人がそれぞれ実施。この日は弁護団推薦の鑑定人に対する弁護側の尋問があった。

終了後に会見した弁護団によると、鑑定人は鑑定手法について「予備実験を多数回してから鑑定した。既存の方法の組み合わせ方を工夫し、応用した」と説明したという。その上で、「5点の衣類が本当に犯行着衣だったのか疑問を持たせる結果で、捏造説が裏付けられた」と強調した。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「2人の鑑定人のうち1人の主尋問だけが行われた段階。新しい説明はなかった」と述べた。地検推薦の鑑定人の証人尋問は19日の予定。

■袴田事件の鑑定に地検が見解

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年に一家4人が殺害された袴田事件の第2次再審請求で、静岡地検は2日、袴田巌死刑囚(76)の犯行時の着衣とされた「5点の衣類」に付いていた血痕のDNA型鑑定結果について、「再審開始に必要な『新規かつ明白な証拠』にあたるとは言えない」との見解を示した。鑑定は地検、弁護団が推薦した2人がそれぞれ実施。この日は弁護団推薦の鑑定人に対する非公開の証人尋問があった。

「DNA不一致」再度主張

袴田事件2次再審請求審　弁護側鑑定人に尋問

朝日
2012.11/3

8

朝日新聞

平成24年(2012年)11月3日

静岡市清水区で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)の有罪証拠となった衣類に付着した血痕のDNA型鑑定をめぐる弁護側鑑定人への尋問が2日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれた。鑑定人は、DNA型は被害者、同死刑囚いずれのものでもないとあらためて主張した。

閉廷後に会見した弁護団によると、鑑定試料が古いことなどから、鑑定人は「（信頼性を高めるために）予備実験を行って鑑定に臨んだ」と説明した。検察側鑑定と比べ、DNAが血液由来かどうかに力点を置いたのは「裁判所から血液由来のDNAを鑑定するよう求められたため」とし、鑑定手法や結果に自信を示したという。

弁護団は尋問結果を受け、「袴田死刑囚が無実であるとはっきり確信できた」と述べた。一方、静岡地検は「この結果では、『新規かつ明白な証拠』に当たるとは言えない」とコメントした。

DNA鑑定は、有力証拠とされた「5点の衣類」に付着した血痕について昨年8月～今年4月、弁護側、検察側双方が推薦する鑑定人に依頼して実施。今回の尋問は各鑑定結果が分かれたことから、手法を検証するため非公開で開かれた。検察側鑑定人への主尋問は19日。弁護側鑑定人への検察側からの反対尋問を12月26日に開くことも決まった。

21（静　岡）　12版　　平成24年(2012年)11月3日　土曜日
検　経　新　聞

弁護側が鑑定人尋問

袴田事件再審請求「結果に自信」

昭和41年に清水市（現静岡市）で一家4人を殺害したとして強盗殺人罪などで死刑判決が確定した袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求で、静岡地裁は2日、有罪の決め手となった衣類の血痕についてDNA型鑑定を行った弁護側推薦の鑑定人に対する鑑定人尋問を行った。

DNA型鑑定は、昨年8月～今年4月に弁護側と検察側の鑑定人がそれぞれ実施。犯行時に着用していたとされる5点の衣類の血痕と、被害者の血痕のDNA型、袴田死刑囚の血液のDNA型を鑑定したが、双方で異なる結果が出た。このため、裁判所が鑑定内容を正確に理解する目的で尋問を行うことになった。

会見した弁護団によると、鑑定人は「40年前の古い資料で、鑑定は困難だったが、結果には自信がある。袴田さんに由来するDNA型はなかった。衣類からは被害者のものとは考えられないDNA型も検出した」と鑑定の正確さを強調。弁護側は「犯行時の着衣が警察の捏造(ねつぞう)だとするわれわれの主張に沿ったもの」と述べた。

一方、地検の千葉雄一郎次席検事は会見で「これまでの鑑定書を超える内容の証言はなかった」と述べた。

19日には検察側推薦の鑑定人に対する尋問が行われる。

静岡　静岡中　2012年(平成24年)11月3日
毎　日　新　聞

袴田事件
袴田再審請求
2次再審請求

弁護側推薦鑑定人尋問

「説明納得できた」

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた袴田事件の第2次再審請求で、DNA型鑑定をした鑑定人2人のうち弁護側が推薦した鑑定人に対する弁護側の尋問が2日、静岡地裁で非公開で行われた。閉廷後に記者会見した弁護団は、袴田巌死刑囚(76)が犯人ではないとする鑑定結果について、「納得できる説明をしてもらった」と話した。

DNA型鑑定では判決と矛盾する結果が出ているが、静岡地検は試料が古いなどの理由で信用性に疑問があるとしている。千葉雄一郎次席検事も記者会見を開き、「従来の内容を越えるものはなく、DNA型鑑定が再審開始する新規明白な証拠にあたらないとの見解は変わらない」と反論した。

検察側推薦鑑定人への検察側の尋問は19日に、弁護側推薦鑑定人への検察側の反対尋問は12月26日に行われる。【平塚雄太】

日経　2012　11/3

「袴田死刑囚とDNA不一致」

再審請求で弁護側鑑定人

静岡県で1966年、一家4人を殺害したとして、強盗殺人罪などで死刑判決を受けた袴田巌死刑囚（76）の第2次再審請求で、有罪の証拠となった血痕のDNA鑑定を巡る尋問が2日、静岡地裁で行われ、弁護側の鑑定人は「死刑囚と一致しない」と改めて証言した。弁護団が明らかにした。

DNA鑑定は昨年8月から今年4月にかけ、弁護側、検察側がそれぞれ推薦した専門家2人が実施。弁護側に有利な結果が出ており、鑑定の信頼性を立証できるかが再審開始の行方を左右する。法廷は非公開で、検察側の鑑定人への尋問は19日に行われる。

弁護団によると、この日は弁護側の鑑定人に対し、弁護団が鑑定手法などを質問。鑑定人は、衣類の血痕には袴田死刑囚と被害者4人に由来するDNA型は含まれていなかったと述べた。

2012年(平成24年)11月3日(土曜日)
中日新聞

弁護団「無実はっきりした」
地検側「再審事由にならぬ」

袴田事件　鑑定人尋問始まる

袴田事件の第二次再審請求で、証拠品の血痕からDNAを分析した鑑定人への証人尋問が二日、静岡地裁であった。弁護団の推薦で、袴田厳死刑囚(七〇)が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」や被害者の衣類の血痕を調べた鑑定人が、三人の弁護士の質問に答える形で、DNA鑑定の手法や鑑定結果の正確性などを説明した。

この鑑定人は昨夏から今年四月に行ったDNA鑑定で、五点の衣類には被害者の血も、死刑囚自身の血も付着していないと結論づけた。鑑定結果が再審開始の理由になるか判断するため、尋問は三時間半にわたり非公開で行われた。

閉廷後に静岡市内で会見した弁護団によると、鑑定人は四十年前の衣類の血痕を分析するため「厳しい条件をクリアしようと、予備実験を繰り返した上で鑑定した」と述べた。鑑定の信頼性には「自信がある」と話したという。

尋問を担当した笹森学弁護士は「合理的で納得できる鑑定手法の説明があった。袴田さんが事件に関与していないとの推論を導き出せる」と強調した。小川秀世弁護士は「無実がはっきりした」と話した。

一方、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「今日の尋問では、DNA鑑定書が再審開始の事由だと考えられない」と指摘。「地検の反対尋問で、鑑定の疑問点を明らかにしたい」と話した。

今後、検察側の推薦で衣類を分析した鑑定人への尋問が十九日にある。弁護団推薦の鑑定人に対する検察による反対尋問は十二月二十六日の予定。

2012年(平成24年)11月3日(土曜日)
讀賣新聞

弁護側鑑定人「無罪推論」

袴田事件で尋問　検察は「新証拠」否定

「袴田事件」の第2次再審請求審で、DNA鑑定を行った弁護側推薦の鑑定人への尋問が2日、静岡地裁(村山浩昭裁判長)で始まった。尋問は約3時間半、非公開で行われた。弁護団によると、鑑定人は「(鑑定結果で)袴田死刑囚は事件に関与していないと推論できる」と証言した。一方、静岡地検は「再審開始の明白な証拠にはあたらない」としている。

記者会見した弁護団によると、鑑定人は「結果の信頼性は自信がある」とし、「単純な手法を組み合わせ、応用した。特別ではない」と話したという。これに対し、地検の千葉雄一郎次席検事は「従来提出されている鑑定書などを超える説得力のある説明、内容はなかった」との見方を示した。

第2次再審請求審では、袴田厳死刑囚(76)の犯行時の着衣とされた5点の衣類や、被害者の着衣に付着した血痕などのDNA鑑定が行われたが、地検側推薦の鑑定人と、弁護側推薦の鑑定人とで結論が異なり、鑑定人への尋問が行われることになった。

東京 2012.11.8

毎日 2012.11.8

死刑・無期懲役が確定後に再審で無罪となった戦後の事件（日弁連調べ）

事件名(発生年)	発生場所	確定判決(確定年)	再審開始決定年	再審での検察側主張	再審無罪確定年
免田事件(1948年)	熊本県	死刑(1952年)	1979年	有罪	1983年
財田川事件(50年)	香川県	死刑(57年)	79年	有罪	84年
松山事件(55年)	宮城県	死刑(60年)	79年	有罪	84年
梅田事件(50年)	北海道	無期懲役(57年)	82年	有罪	86年
島田事件(54年)	静岡県	死刑(61年)	86年	有罪	89年
足利事件(90年)	栃木県	無期懲役(2000年)	2009年	無罪	2010年
布川事件(67年)	茨城県	無期懲役(1978年)	05年	有罪	11年
東電女性社員殺害事件(97年)	東京都	無期懲役(2003年)	12年	無罪	12年

他の主な再審請求事件

事件名(発生年)	発生場所	確定判決(確定年)	再審の状況
名張毒ぶどう酒事件(1961年)	三重県	死刑(1972年)	2006年に高裁が再審開始を決定したが取り消され、最高裁で審理中
袴田事件(66年)	静岡県	死刑(80年)	第2次再審請求審が08年から地裁で継続中
飯塚事件(92年)	福岡県	死刑(2008年)(08年執行)	執行後の再審請求審が09年から地裁で継続中
大阪小6女児殺害事件(95年)	大阪府	無期懲役(08年)	12年に地裁が再審開始を決定したが、検察が即時抗告し、高裁で審理中

退官前の裁判長、開示に道筋

DNA鑑定 再審に影響

東電社員殺害事件から

■上



無罪が確定し、会見するゴビンダ・プラサド・マイナリさん㊧。右は母チャンドラカラさん＝7日、カトマンズで（時事）

殺害された飯塚市の女児2人が、車内に乗用車の後部座席で行われた再審公判で、検察側は無罪を主張した。

DNA鑑定は、被害者の体内に残った精液などから犯人を特定する技術。だが、同一人物の「型」が一致しても、その確率は「数千人に一人」程度にとどまるケースが多いとされる。

足利事件では、再審開始決定の際、裁判所が「鑑定の信用性に疑いが生じた」と指摘している。

退官前の裁判長、開示に道筋

東電社員殺害事件から

■上

「まさか、あんな重要な証拠があったとは」。東京高裁裁判長を10月10日に定年退官し、今は法政大法科大学院教授を務める門野博氏(66)が、驚きをもって振り返る。

09年9月、東京高裁。マイナリさんの再審請求審の初めての三者協議で、裁判長だった門野氏は検察官に切り出した。「できる限りの証拠開示を検討してほしい」

どの証拠を開示するかは検察の裁量に委ねられる、というのが当時の一般的な考えだった。弁護団は「まだ開示していない重要証拠があるはず」と求めたが、門野氏の目にも、検察側が十分応じているようには映った。

「裁量ということですまされていいのか」。退官を前になんとか証拠開示の道筋をつけたかった。

着目したのが、裁判員制度を前に、04年に導入された証拠開示のシステムだった。弁護側の求めに応じ検察が証拠を段階的に開示する手続きだ。

門野氏は「新制度で認められた被告に有利な措置は、再審の手続きにも取り入れられるべきだ」と考え、再審での制度の準用を訴える論文も書き上げ、発表した。

結実したのは、門野氏が退官してから半年余り過ぎた10年9月。後任にも、検察側が十分応じた検察は、被害女性の体内に残っていた精液を採取したガーゼ片の存在を明らかにした。

新たに実施されたDNA鑑定で精液からマイナリさんとは違う男のDNA型が検出され、高裁が再審開始を決定する上で有力な新証拠となった。

門野氏が示した道筋は、再審をめぐって争われている他の事件に広がった。一九六年に一家四人が殺された袴田事件では、静岡地裁が検察に開示を勧告。昨年十二月、取り調べの録音テープや供述調書など、検察内部にとどまっていた証拠が相次いで開示された。弁護団長の西嶋勝彦弁護士は「門野論文が、証拠開示を進める追い風になった」と語る。

マイナリさんの再審無罪が確定した七日午後、東京高裁近くのホールに支援者らが詰め掛け「勝利報告会」が開かれた。

壇上から、布川事件で昨年五月に再審無罪になった杉山卓男さん(68)が訴えた。「私のときも三十年以上隠された。検察がすべての証拠を出すよう法制化すべきだ」

◇

なぜ、誤判はこうも繰り返されるのか。防ぐ手だてはないのか。再審無罪が確定した東京電力女性社員殺害事件の教訓から考える。

23　静岡　静岡中　2012年(平成24年)11月20日(火)
毎日新聞

袴田事件
2次再審請求

検察側鑑定人に尋問

DNA鑑定の信用性否定

1966年に清水市（現静岡市清水区）で起きた強盗殺人「袴田事件」の第2次再審請求で、DNA型鑑定をした鑑定人2人のうち、検察側が推薦した鑑定人への尋問が19日、静岡地裁で非公開で行われた。弁護団によると、同鑑定人は自分の鑑定と、弁護側が推薦した鑑定人の鑑定結果のいずれも「試料となった証拠衣類の保管状態が悪く、信用性が低い」と証言。確定判決を覆すような証拠になり得ないとの見方を示したという。

静岡地検の千葉雄一郎次席検事は記者会見を開き、「鑑定結果が再審開始要件の『新規明白な証拠』には当たらない」と話した。

再審請求では検察側、弁護側双方が推薦した2人の鑑定人が昨年8月から今年4月にかけDNA型鑑定を行った。袴田巌死刑囚(76)のものとされた血痕が本人のものとは違うDNA型との結果が出されるなどしており、検証のため尋問が進められている。弁護側推薦鑑定人への検察官の反対尋問は12月26日、検察側推薦鑑定人への弁護側の反対尋問は1月28日に予定されている。【平塚雄太】



鑑定人尋問後に記者会見した弁護団の笹森学弁護士（左）と袴田死刑囚の姉、秀子さん＝静岡市葵区の県産業経済会館で

静岡 13S　2012年(平成24年)11月20日(火曜日)

袴田事件DNA鑑定

鑑定人「信頼性低い」

「袴田事件」の第2次再審請求審で、DNA鑑定を行った検察側推薦の鑑定人への尋問が19日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）であった。尋問は前回と同様に非公開で行われた。弁護団によると、鑑定人は「試料が古く、（検察、弁護側双方の）鑑定の信頼性は低い」と証言したという。

尋問終了後、記者会見した弁護団によると、検察側推薦の鑑定人は検察側の尋問に、「何度鑑定しても同じ結果となる『安定性』がない。試料の衣類は古く、保管状態も悪かった」と鑑定の信頼性が低い理由を証言したという。弁護団は「次回の反対尋問で、証言の理由を追及したい」としている。

一方、地検の千葉雄一郎次席検事も同日、臨時記者会見を開き、鑑定人に試料の信頼性について尋ねたことを明らかにし、「どちらの鑑定が正確かは、その先の話」と語った。

静岡新聞

平成２４年(2012年)１１月２０日

ＤＮＡ結果 信頼性否定

袴田事件 再審請求 検察側鑑定人を尋問

静岡地裁

静岡市清水区で１９６６年、みそ製造会社の専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)の犯行着衣とされた「５点の衣類」から検出されたＤＮＡ型の鑑定を行った検察側鑑定人への主尋問が19日、静岡地裁（村山浩昭裁判長）で開かれた。鑑定人は弁護側も含めて鑑定結果は安定性が乏しく、ともに信頼できるほどではないと説明した。

尋問後に会見した検察側、弁護側双方によると、鑑定人は細胞の核から採取されたＤＮＡの型を分析した鑑定手法（ＳＴＲ鑑定）について、試料が古い上に保管状況も悪かったことなどから、袴田死刑囚や被害者のＤＮＡ型と比較検討できるだけのデータは得られなかった―と報告した。ミトコンドリア内のＤＮＡ型を調べたもう一つの鑑定手法も血液由来かどうかを検討していないため、どのような経緯で衣類に付着したＤＮＡか不明とした。

今回の尋問について、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「鑑定結果は再審開始理由である『新規かつ明白な証拠』には当たらないと考える」とあらためて主張した。一方、弁護団の笹森学弁護士は「自分の鑑定を信用するなという不思議な証言。反対尋問で問い直したい」と述べた。

弁護側、検察側双方の鑑定人への反対尋問は12月26日と来年1月28日に行われる。

朝日新聞

2012年(平成24年)11月20日

袴田事件、検察側ＤＮＡ鑑定人 自ら「状態悪く信頼性低い」

清水市（現静岡市清水区）で１９６６年に一家４人が殺害された袴田事件の第２次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)の犯行時の着衣とされた「５点の衣類」に付いた血痕のＤＮＡ型を鑑定した検察側推薦の鑑定人に対する静岡地検の証人尋問が19日、静岡地裁であった。

尋問後に会見した弁護団によると、地検は鑑定人に対し、何度鑑定しても同じ結果が出るかについて尋ねたという。これに対し、鑑定人は自身の鑑定結果を「保管状態が悪く、長年経っている。ＤＮＡ型は検出できたが、信頼性が低く、安定性がない」と説明したという。

その上で、弁護側推薦の鑑定人が提出した鑑定結果も「信頼できない」と指摘したという。

弁護団は「自身の鑑定に消極的な評価をしたのは驚いた。反対尋問で疑問点を確認する」と話した。

一方、千葉雄一郎次席検事は尋問後、「鑑定結果が再審開始に必要な『新規かつ明白な証拠』にあたるとは言えない」との主張を改めて強調。信頼性が高い鑑定ではないとの見方を示した。

2012年(平成24年)11月20日(火曜日)　11

中日新聞

鑑定結果「信頼性ない」

袴田事件　検察側専門家が証言

袴田事件の第二次再審請求で、証拠品の血痕のＤＮＡを分析した鑑定人への二回目の証人尋問が十九日、静岡地裁であった。静岡地検の推薦で、袴田巌死刑囚(七〇)の有罪の根拠となった「五点の衣類」などを調べた鑑定人は、一連のＤＮＡ鑑定結果について「何かを判断するだけの信頼性がない」と証言した。終了後に会見した弁護団が明らかにした。

昨夏から今年四月までのＤＮＡ鑑定では、弁護団と地検が推薦した専門家二人が鑑定を実施した。鑑定結果が再審開始の理由になるか判断するため、計四回の証人尋問を非公開で行っている。この日は地検推薦の鑑定人が、検察官の質問に答える形で、鑑定の正確性などを説明した。

弁護団や地検による地裁と地検、弁護団の三者協議も開かれ、弁護団は地検が保管する全証拠のリストを開示するように求めた。

と、鑑定人は自身の鑑定について、分析を何回繰り返しても同じ結果が出ると考えられないことや、事件に関わっていない第三者のＤＮＡが衣類に付着している可能性に触れ、「信頼性は低い」と述べた。弁護団推薦の鑑定人の結果も、同様に「信頼できない」と指摘したという。

弁護団の笹森学弁護士は「鑑定人がなぜ、そのような証言をするか疑問だ。次回の尋問で明らかにしたい」と強調。静岡地検の千葉雄一郎次席検事は「鑑定結果は、再審開始の事由にならないと考えられる」と述べた。

今後、弁護団推薦の鑑定人に対する検察の反対尋問を十二月二十六日に実施。検察側推薦の鑑定人への反対尋問は来年一月二十八日に予定している。

この日は尋問後に、

① 2012年10月25日　救援新聞　(1958年6月10日 第三種郵便物認可)　第1710号

本号8頁建て

全国支援事件一覧

3～6面

10月25日
第1710号
2012年
毎月5の日、月3回発行

救援新聞

1カ月300円(郵送料1部40円)
発行 日本国民救援会
〒113-8463 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
電話 03(5842)5842
FAX 03(5842)5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

死刑再審 名張、袴田両事件

奥西さん 袴田さんを救おう

再審めざす全国活動者会議 年内5万署名達成を

日本国民救援会は、名張、袴田両事件を再審冤罪運動の重点事件として位置づけ、全国的に支援運動を強めています。10月11日、名張、袴田両再審事件の再審をめざす全国活動者会議が開かれ、28都道府県から63人が参加。奥西勝さん、袴田巌さんを一日も早く生きて取り戻すために、熱心に議論し、各地で運動を強めることを誓い合いました。



弟の無実を晴らしたい

袴田事件・袴田巌さんの姉 袴田秀子さん

事件があった時、弟は30歳でした。今年で46年目。一昨年8月から面会拒否がはじまり、弟に会えません。

この間みなさまには大変お世話になり、大変感謝申し上げます。

盆も正月もなく、弟の無実を晴らすために専念してまいりました。命ある限り頑張ってまいります。今後ともご支援お願いいたします。



必死に生きる奥西さん

名張事件・奥西勝さんの特別面会人 稲生昌三さん

奥西さんは名古屋高裁の不当決定以降、体調が悪化し、肺炎状態がずっと続いています。八王子医療刑務所から、命あるうちに再審無罪にと必死に生きて、頑張っています。支援者のみなさんにも会いたいと、手足を動かそうと必死に生きようとしています。

私たちは最高裁で何としても再審開始をさせましょう。

開会あいさつで本藤修副会長は、「国民の関心にこたえ刑事裁判の鉄則をつらぬいて審理しようとする裁判官と、国家権力の威信にかけて治安の維持という前提において判決をする裁判官とせめぎあいがある。死刑再審事件で何としても勝利し、2人を救い出すため何が必要か、議論しよう」と呼びかけました。

推論で死刑は認められない

続いて弁護団報告がおこなわれ、名張事件の伊藤和子弁護士は、スライドを使って、ぶどう酒の毒物問題について解説。今年5月名古屋高裁・異議審決定が「毒物はニッカリンTかもしれない」「自白があるから」と推論で再審開始決定を取り消し、一審で無罪判決、第7次再審で開始決定が出されているにもかかわらず、可能性を主張し推論をし続け、死刑判決を固持するという姿勢は許されないと批判。「大きな世論をつくってほしい」と訴えました。

袴田事件弁護団の戸舘圭之弁護士は、現在の第2次再審ではDNA鑑定により犯行時の着衣とされている白シャツの血痕は袴田さんとも被害者とも一致しないことが明らかになったこと、検察がようやく開示された調書から、真犯人の供述ではなくむしろ無実の人の供述であるとの心理学者の鑑定が出るなど、袴田さんの無実がいっそう明らかになったこの間の状況を報告しました。

名張事件の奥西勝さんの特別面会人・稲生昌三国民救援会顧問、袴田巌さんのお姉さん・袴田秀子さんから、2人の状況が紹介されました。(別掲)

2事件の勝利流れを変える

瑞慶覧淳中央常任委員会事件対策委員会責任者からの問題提起を受け、「会員に依拠して署名を集めている。働きかけることで活動の質が高まる」(京都)「県でいっせい宣伝をしたことを報道した地元紙を握り締め県本部を訪ねてきたのが大仙市事件支援決定のはじまり。宣伝が大事」(秋田)など、13人の積極的な発言が相次ぎました。

鈴木猛事務局長は閉会のあいさつで、「2人を救出することはもちろん、「無実の人は無罪に」という流れを大きく進めるため、この2事件の勝利は決定的。基本は世論に訴えること。会員数の署名5万人分を年内に必ず達成しよう」と結びました。



28都道府県63人が参加

無実の人びとを救おう
11月全国いっせい宣伝

11月1日～30日は、「なくせ冤罪！全国いっせい宣伝行動」の期間です。都道府県本部・支部で各事件の守る会とも共同し、大いに街頭に出て支援を訴えましょう。

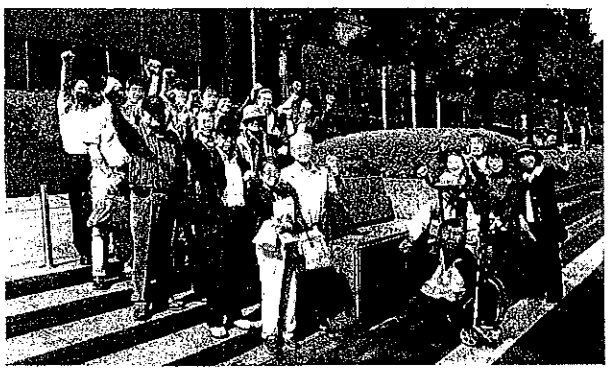
全国統一ビラは都道府県本部へ送付します。

救援新聞
⑦　2012年10月25日

名張、袴田事件

ただちに釈放を

最高裁、法務省等に要請



最高検に要請した支援者

「名張、袴田両死刑再審事件の再審をめざす全国活動者会議」（1面）に引き続いて、12日、奥西勝さんと袴田巌さんの釈放などを求め、最高裁、法務省、最高検、八王子医療刑務所、東京拘置所に要請を行いました。

最高裁に対し、名張事件の一日も早い再審開始を求め、宣伝・要請しました。

法務省要請では、46年以上も自由を奪われ長期の拘禁生活から拘禁症が悪化し心神喪失状態にあり親族との面会も拒否する状態が続いている袴田さんと、高齢による病気と死刑執行による二重の恐怖により生命の危険に直面している奥西さんに適切な医療処置をするため早期に釈放するよう求めました。要請のなかで、滋賀・日野町事件守る会の川東さんは「阪原さんは刑務所で弱って、外部の病院に移されたが死んでしまった。再審請求中の人を殺すようなことを二度としないでほしい」と強く訴えました。

名張事件東京の守る会が八王子医療刑務所に対し、①東京に於ける面会人（病室内での）を認めること、②奥西さんの健康状態が解るようにすること等を要請しました。

東京拘置所に対して、袴田さんの姉・秀子さんと、支援者が面会と要請に向かったものの、袴田さんが面会を拒否したため、秀子さんは会うことができませんでした。秀子さんは、袴田さんの状況は今年3月と変わっていないこと、「2年3カ月、弟の顔を見ることができず、生きているのかどうかもわからず心配です」と話しました。

静岡　静岡中　2012年（平成24年）11月8日（木）
毎　日　新　聞

マイナリさん再審無罪

袴田弁護団「意義大きい」

97年の東京電力女性社員殺害事件で無期懲役が確定していたネパール国籍のゴビンダ・プラサド・マイナリさん（46）に7日、東京高裁が無罪判決を出したことを受け、袴田事件で袴田厳死刑囚（76）の再審を請求する弁護団や関係者は「我々にとっても意義が大きい」と評価した。

弁護団の小川秀世事務局長は「楽観できないが、証拠開示の重要性が認められた。袴田事件でも証拠開示を促すよう、裁判所の対応に期待したい」と述べた。袴田死刑囚の姉、秀子さん（79）は「良かった。検察が証拠を隠すこともあるというのが世間の人にも裁判所にもわかってもらえて、良い影響を与えるのではないか」と話した。

笹森学弁護士は「科学的証拠の力を見せつけた。今まで弁護側が出す新証拠を裁判所はなかなか認めなかったが、DNA型鑑定のように疑いのないものであれば無罪となる。袴田事件でも、裁判所が前向きになるのではないか」と期待した。【平塚雄太】

救援新聞　2012．11/15

静岡・袴田事件

DNA型袴田さんと違う

弁護側鑑定人が証言

静岡地裁

1966年に清水市で味噌製造会社専務一家4人が殺害され、従業員の袴田巌さんが強盗殺人事件の犯人とされ、80年に死刑が確定した袴田事件。静岡地裁（村山浩昭裁判長）の第2次再審請求審で11月2日、弁護側鑑定人の尋問（非公開）がおこなわれました。

確定判決が袴田さんを有罪とした最大の決め手は、事件から1年2カ月も経過した後に味噌工場内の味噌製造タンクから麻袋に入って発見された「5点の衣類」でした。衣類は血液が付着していたとされ、発見されたプリーフとよく似た物を袴田さんがはいていたことなどから、犯行時の着衣と認定し、袴田さんを犯人としたのです。

記者会見で弁護団は、鑑定人は「鑑定試料が古く、味噌漬けであることなど、鑑定が非常に困難であったが、予備実験をおこない、臨んだ」と、熱意を持って鑑定したことを説明。鑑定の結果、袴田さんのDNA型は検出されず、被害者とも違う型が検出され、鑑定人は「非常に疑問に思う」と証言しました。これは、「5点の衣類」が犯行時の着衣であり、被害者の返り血が付いたとする確定判決は誤りであり、捜査機関の捏造であることを裏付けるものです。

袴田さんの姉・秀子さんは「再審開始にむかって動いていると思います」と答えました。

当日は国民救援会など支援者が地検に対して、隠されている証拠の全面開示と、袴田さんの釈放を強く要請。また、地裁に、署名4011人分（累計1万3221人）を提出し、再審開始を要請しました。

〈要請先〉〒420―8633　静岡市葵区追手町10―80　静岡地裁　村山浩昭裁判長